

## 介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

有限会社クラスタ

### 福祉・介護職員等特定処遇改善加算とは

介護や福祉に関わる職員（以下介護職員等）の処遇改善については、国によりこれまで何度かの取り組みが行われてきました。

2019 年 10 月の消費税率引上げに伴う介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定においては、介護職員等の更なる処遇改善として、それぞれ「介護職員等特定処遇改善加算」「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」（以下新加算）が創設され、当法人においても算定をおこなっております。

当該加算算定にあたっては、以下の 3 つの要件を満たしている必要があります。

1. 現行の介護職員処遇改善加算/福祉・介護職員処遇改善加算（以下現行加算）の（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
2. 現行加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
3. 現行加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

### グループホームあんど・やぎあん・日和で取得している加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

この要件に基づいた当法人の取組みは以下のとおりです。（これまでおこなってきた具体的な例）

#### ①入職促進に向けた取組

- ◎事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどを明確化しています。（理念構築の研修）
- ◎人事ローテーション・研修のための制度を構築しています。（研修受講のためのシフト調整）
- ◎他業種からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みを構築しています。（年齢・経験にこだわらない採用）
- ◎職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組を実施しています。（地元中学生の職業体験受入、地域のお祭りへの参加）

#### ②資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ◎働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等。（実践者研修・喀痰吸引研修の研修費用助成及びシフトの調整）
- ◎研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動。（雇用契約等に反映）

### ③両立支援・多様な働き方の推進

- ◎子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備。(社労士による仕事の両立に関する研修の実施)
- ◎職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備。(子育て中の職員に対するフレキシブルな勤務シフト支援)
- ◎有給休暇が取得しやすい環境の整備。(有給簿、有休取得に関する書類の明確化)
- ◎業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実。(第三者及び各事業所間で相談窓口担当を設置)

### ④腰痛を含む心身の健康管理

- ◎短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施。(全職員に対して健康診断を実施と全額費用補償)
- ◎事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備。(各マニュアルを整備し、見直しを実施)

### ⑤生産性向上のための業務改善の取組

- ◎タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減。(記録作業の軽減及び簡略化に向けて 2021 年よりタブレット端末を導入)
- ◎高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供等)等による役割分担の明確化。(短時間の清掃及び料理業務にて活躍)
- ◎業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減。(未経験者でもわかりやすい業務マニュアルや申し送りノートの活用)

### ⑥やりがい・働きがいの醸成

- ◎ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。(法人役員が参加するカンファレンス、食事会、職員面談の実施)
- ◎利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供。(毎月開催するカンファレンス、研修等での紹介・共有)

※以上の内容を実施しておりますが、人手不足に対する取り組み、コミュニケーション不足による意思疎通の相違など不十分な部分もあります。今後、職員が働きやすい職場環境の構築や雰囲気作りを継続的に法人と事業所が共同してまいります。